

委任状

委任状解説

私は、千代田区霞が関一丁目1番1号 法務太郎に次の権限を委任します。

- 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面とともに登記申請書を管轄登記所に提出すること
- 登記が完了した後に通知される登記完了証を受領すること
- 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請を取下げ、又は補正すること
- 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること
- 上記1から4までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

令和4年5月10日

千代田区霞が関一丁目1番1号
株式会社法務銀行
代表取締役 甲野太郎

印

記

登記の目的	抵当権抹消
原因	令和4年5月10日解除
抹消すべき登記	令和1年5月7日 受付第807号
権利者	千代田区霞が関一丁目1番1号 法務太郎
義務者	千代田区霞が関一丁目1番1号 株式会社法務銀行

不動産の表示

所在 板橋区板橋一丁目23番の土地

所在 板橋区板橋一丁目23番地
家屋番号 23番の建物

金融機関から交付される委任状は、そのままでは登記申請に使用できない場合があります。特に、赤字部分は記載されていない場合があるので手書きで追記します。

【受任者】

金融機関が権限を委任する受任者、この登記では登記申請書の申請人兼義務者である権利者の住所と氏名を追記します。

【委任事項】

登記に関する委任の内容を記載します。金融機関から受領した委任状に記載のない場合もしくは足りない場合は、追記します。

【委任日】

解除もしくは、弁済した日以降、登記を申請する日より前（同じ日を含む）の日付を記載します。

【委任する登記の内容】

委任する登記の内容を追記します。
どの登記の委任なのかを明確にするため、登記申請書と同じ内容を追記します。
権利者、義務者が法人である場合、所在と名称のみ記載します（代表者、会社法人等番号の記載は必要ありません）。

【不動産の表示】

登記の対象となる不動産の表示を追記します。
不動産の表示は省略して記載することができます。
※例1 不動産番号（不動産の種類意関係なく省略できます）
01234567890123

※例2 土地の場合
所在 板橋区板橋一丁目23番の土地

※例3 一戸建ての場合
所在 板橋区板橋一丁目23番地
家屋番号 23番の建物

※例4 マンションの場合
所在 板橋区板橋一丁目23番地
家屋番号 23番の建物